

事 務 連 絡
平成20年 4 月 4 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(バングラデシュ産赤とうがらし及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、バングラデシュ産乾燥赤とうがらしにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品

バングラデシュ産赤とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) **SQUARE CONSUMER PRODUCTS LTD.** が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、トリアゾホスに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（トリアゾホスを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：乾燥赤とうがらし
2. 生産国：バングラデシュ
3. 製造者：**SQUARE CONSUMER PRODUCTS LTD.**
4. 検査結果：トリアゾホス 0.08ppm（基準値：0.02ppm）
5. 検 疫 所：東京検疫所（届出受付番号：第24026125794号3欄）
6. 輸 入 者：I L P J A P A N 有限会社